

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

販本発 1 第 3 号

令和元年 8 月 28 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋 本 展 秀

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第43条第 4 項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

(別 紙)

燃料費調整制度における基準調整単価
〔第43条第4項関係〕

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 902
20Wまで	〃	1. 803
40Wまで	〃	3. 606
60Wまで	〃	5. 409
100Wまで	〃	9. 015
100W超過100Wまでごとに	〃	9. 015
小型機器		
50VAまで	1 機器	2. 693
100VAまで	〃	5. 386
100VA超過100VAまでごとに	〃	5. 386
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 073
100VAまで 〃	〃	0. 145
100VA超過500VA まで100VAまでごとに 〃	〃	0. 145
1kVAまで 〃	〃	1. 453
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに 〃	〃	1. 453
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1. 527
ニ. 農事用電力 (旧供給約款附則7の適用を受けていた お客さま) 〔附 則〕		
1日につき		
0. 5kW	1 契約	0. 382
1 kW	〃	0. 763
2 kW	〃	1. 527
3 kW	〃	2. 290
3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 763
(2) 従量制供給	1 kWh	0. 232

燃料費調整制度における基準調整単価
〔第43条第4項関係〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 8 8 6
20Wまで	〃	1. 7 7 0
40Wまで	〃	3. 5 4 0
60Wまで	〃	5. 3 1 0
100Wまで	〃	8. 8 5 1
100W超過100Wまでごとに	〃	8. 8 5 1
小型機器		
50VAまで	1 機器	2. 6 4 4
100VAまで	〃	5. 2 8 8
100VA超過100VAまでごとに	〃	5. 2 8 8
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 7 1
100VAまで 〃	〃	0. 1 4 3
100VA超過500VA まで100VAまでごとに 〃	〃	0. 1 4 3
1kVAまで 〃	〃	1. 4 2 7
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに 〃	〃	1. 4 2 7
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1. 4 9 9

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円 銭厘
二. 農事用電力 (旧供給約款附則 7 の適用を受けていた お客さま) [附 則] 1 日につき 0. 5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過 1 kW増すごとに	1 契約 〃 〃 〃 〃	0. 3 7 5 0. 7 5 0 1. 4 9 9 2. 2 4 9 0. 7 5 0
(2) 従量制供給	1 kWh	0. 2 2 8